

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	国立青少年教育施設災害復旧事業	担当部局庁	スポーツ・青少年局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度	担当課室	青少年課	青少年課長 勝山 浩司			
会計区分	一般会計	施策名	II-3. 青少年の健全育成				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第3条、第11条	関係する計画、 通知等	教育振興基本計画(平成20年7月1日 閣議決定) 子ども・若者ビジョン(平成22年7月23日 子ども・若 者育成支援推進本部決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	東日本大震災により被災した国立青少年教育施設の復旧に要する経費に対して補助を行い、施設利用者の安全・安心な活動に資することをもち、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金による補助事業として、東日本大震災により被災した以下の国立青少年教育施設の復旧工事を実施する。(補助率:定額) ①国立オリンピック記念青少年総合センター ②国立岩手山青少年交流の家 ③国立磐梯青少年交流の家 ④国立赤城青少年交流の家 ⑤国立中央青少年交流の家 ⑥国立花山青少年自然の家 ⑦国立那須甲子青少年自然の家						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	—	—	—	292	292		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算指 置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
	東日本大震災により被災した国立青少年教育施設の災害復旧を行い、施設利用者の安全・安心な活動に資することを目的としており、成果目標等を数値で定量化することは困難。			被災施設の復旧工事の件数	件	41	
単位当たり コスト	施設整備数1件当たりのコスト(7百万円/1件)			算出根拠	単位当たりコスト =第3次補正要求額(292百万円)/工事の見込件数(41件)		
事業所管部局による点検							
項 目				内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				本事業は、東日本大震災により被災した国立青少年教育施設の災害復旧を行うものである。国立青少年教育施設は、学校同様、避難場所として災害時の拠点となる施設であり、復旧・復興施策に該当する。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				国立青少年教育施設は、宿泊室や食堂、浴室等の施設を所有しており、東日本大震災においては、4施設が避難所となったほか、1施設が自衛隊の休息・補給基地として活用された。今後いつ発生するともわからない災害に備えるとともに、施設利用者の安全を確保するためにも、被災した施設の復旧は早期の実施が必要であり、優先度が高い。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				被災した施設・設備の復旧を行うことにより、利用者の一層の安全の確保が可能となる。 また、民間企業の工事受注機会の拡大や資材等の調達により、被災地において一定の経済効果が期待される。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				本事業の対象は被害のあった施設・設備を原形に復旧するための経費に限定している。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				本事業は、被災した施設の災害復旧を行うものであり、その設置者に補助金を交付して実施することが適切である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				事業の対象は明確であり、他の事業との整合性はとられている。かつ、施設の利用状況を勘案しつつ、計画的な実施が可能である。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになってきているか。				補助要項等は既に整備されており、速やかな着手・執行が可能である。 また、事業の実施にあたっては、補助金適正化法等の法令や、法人の会計規程等に基づき、適切に実施される。			